様式第6－３号（第14条関係）

　　　　第　　　　　号

　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

沖縄県知事

登録取消通知書

　沖縄　　第　　　　号の遊漁船業の登録については、遊漁船業の適正化に関する法律第19条第1項の規定により、下記の理由により取り消したので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

　理　　　由

　※参考

　　この処分に不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この通知書を受け取った翌日から起算して3ヶ月以内に沖縄県知事に対して審査請求することができます。

　　また、この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、沖縄県を被告として提起しなければなりません。この場合において、沖縄県を代表するものは沖縄県知事となります。

　　審査請求をした場合、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。